

法 令 等 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第31条の15第2項
処 分 の 概 要	店舗型電話異性紹介営業の営業廃止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第31条の13第1項において準用する第28条第1項・第2項（店舗型電話異性紹介営業の営業禁止区域等） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 第20条（政令で定める重大な不正行為） 大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 第10条、第11条第2項（店舗型電話異性紹介営業の営業禁止区域等）
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課行政第三係 (電話 06-6943-1234 内線 31741)
備 考	